

参考資料

令和4年第1回市議会（定例会）  
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その6）

堺 市



# 目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その6)

議案第 40 号	堺市おでかけ応援利用者証条例の一部を改正する条例	1
議案第 41 号	堺市消防手数料条例の一部を改正する条例	3



< 議案第 4 0 号 堺市おでかけ応援利用者証条例の一部を改正する条例 >

堺市おでかけ応援利用者証条例（平成 2 6 年条例第 5 3 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（交付対象者）</u></p> <p><u>第 2 条 利用者証の交付対象者は、本市の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）により本市の住民基本台帳に記載されている者で、6 5 歳以上のものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>（交付対象者）</u></p> <p><u>第 2 条 利用者証の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 本市の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）により本市の住民基本台帳に記載されている者（以下「住基台帳登録者」という。）であって、7 0 歳以上のもの</u></p> <p><u>(2) 次のいずれかに該当する住基台帳登録者であって、6 5 歳以上 7 0 歳未満のもの</u></p> <p><u>ア 当該住基台帳登録者及びその者と同一の世帯に属する全ての者（1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者を除く。）について、次条第 1 項の規定による申請のあった日の属する年の前年（当該日の属する月が 1 月から 5 月までである場合にあっては、前々年）の所得に係る市町村民税（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。）の均等割が課されていない者</u></p>

(使用の停止)

第8条 市長は、第5条第2項の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者証の使用を停止するものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(負担金の還付)

第9条 既納の負担金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者証が交付又は再交付されなかった場合

(2) (略)

イ アに掲げる者に準ずると市長が認める者

(使用の停止)

第8条 市長は、第5条第2項の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者証の使用を停止することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げる場合のほか、利用者証の使用を停止することが適当と市長が認める場合

(負担金の還付)

第9条 既納の負担金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者証の交付又は再交付がされなかった場合

(2) (略)

< 議案第 4 1 号 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例 >

堺市消防手数料条例（平成 2 0 年条例第 3 5 号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第 1（第 2 条関係） 消防法関係手数料			別表第 1（第 2 条関係） 消防法関係手数料		
手数料を納付すべき者	区分	手数料の額	手数料を納付すべき者	区分	手数料の額
(略)			(略)		
備考 この表の 3 の項の備考に定める場合とは、次の各号に定める場合とする。			備考 この表の 3 の項の備考に定める場合とは、次の各号に定める場合とする。		
(1) 特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所で、屋外貯蔵タンクのタンク本体（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の浮き蓋を含む。）並びに基礎及び地盤（地中タンク（府令第 4 条第 3 項第 4 号に規定する <u>地中タンク</u> ）に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、タンク本体及び地盤）の変更以外の変更に係る審査の場合			(1) 特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所で、屋外貯蔵タンクのタンク本体（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の浮き蓋を含む。）並びに基礎及び地盤（地中タンク（府令第 4 条第 3 項第 4 号に規定する <u>地中タンクをいう。</u> ）に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、タンク本体及び地盤）の変更以外の変更に係る審査の場合		
(2)～(5) (略)			(2)～(5) (略)		
別表第 4（第 2 条関係） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料			別表第 4（第 2 条関係） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料		
手数料を納付す	区分	手数料の額	手数料を納付す	区分	手数料の額

べき者		
(略)		
4 液石法第3 5条の6第1 項の規定に基 づく保安確保 機器の設置及 び管理の方法 の認定を受け ようとする者	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	1件 55,000円
	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	1件 80,000円
	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	1件 110,000円
(略)		
6 液石法第3 7条の2第1 項の規定に基 づく貯蔵施設 の位置、構造 若しくは設備 の変更又は特 定供給設備の 位置、構造、		1件 17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額

べき者		
(略)		
4 液石法第3 5条の6第1 項の規定に基 づく保安確保 機器の設置及 び管理の方法 の認定を受け ようとする者	当該認定の申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	1件 55,000円
	当該認定の申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	1件 80,000円
	当該認定の申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	1件 98,000円
(略)		
6 液石法第3 7条の2第1 項の規定に基 づく貯蔵施設 の位置、構造 若しくは設備 の変更又は特 定供給設備の 位置、構造、		1件 15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額



設備若しくは 装置の変更の 許可を受けよ うとする者	
(略)	

設備若しくは 装置の変更の 許可を受けよ うとする者	
(略)	



**令和4年第1回市議会（定例会）  
議案（条例関係）新旧対照表**

（付議案件綴及び同説明資料綴 その6）

---

令和4年2月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

---

配架資料番号

1-B2-21-0084